

日本遺伝子細胞治療学会規則第9号（委員会規則）

（適用）

第1条 この規則は、この法人（以下、「本法人」と略す。）が設置する各種委員会について適用する。ただし、規則第5号（役員等選任規則）に規定する委員会には適用しない。

（委員会の設置）

第2条 本会の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

（委員会の改廃等）

第3条 委員会の廃止及び改変は、理事会の決議によるものとし、その場合には、次の総会に報告しなければならない。

（委員長及び委員）

- 第4条 委員会の委員長は、原則として理事の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 2 委員会の委員は、原則として評議員の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会に必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は、原則として委員の中から理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 委員会には、理事長の委嘱により担当副理事長を置き、委員長を補佐する。

（任期）

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とし、委嘱の日から始まり次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第6条 委員会は、必要があるときは、理事会の決議を経て、名誉会員又は特別会員を顧問として委嘱することができる。

（専門委員及び外部委員）

- 第7条 委員会は、必要があるときは、理事会の決議を経て、評議員以外的一般会員を専門委員として委嘱することができる。
- 2 委員会は、必要があるときは、理事会の決議を経て、会員以外の者を外部委員として委

嘱することができる。

3 専門委員及び外部委員の任期は、第5条の規定を準用する。

(理事及び監事の出席)

第8条 理事及び監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運 営)

第9条 委員会は、この規則に定められたことのほか、理事会の承認によって決定された各種委員会内規に従って運営する。

2 各種委員会内規は、委員会の決議を経た上で、理事会の承認を受けて変更することができる。

(規則の変更)

第10条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。